

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○自動車税種別割の収納の事務を委託した件	二三五
○国民健康保険組合の規約の変更を認可した件	二三五
○公金の収納の事務を委託した件	二三五
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	二三六
○道路の区域を変更する件五件	二三七
○道路の供用を開始する件五件	二三七
○肥料の登録の有効期間を更新した件	二三六

告 示

福島県告示第三百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第二項の規定により、地方税の収納の事務を次のとおり委託した。

令和四年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県自動車税種別割コンビニエンスストア等収納代行業務
受託者の名称及び所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
株式会社セブンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目十一番二号
株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目一番二一
山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目十番一号
- 二

ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一

株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二十七号

LINE Pay株式会社 東京都品川区西品川一丁目一番一号

ピリングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目一番一号

PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号

3 収納事務委託年月日
令和四年四月一日

4 収納の事務を委託する期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

2-1 委託した事務の範囲及び内容
福島県自動車税種別割コンビニエンスストア等収納代行業務

2 受託者の名称及び所在地
株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町二丁目十一番一号
KDDI株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目三番二号
株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町一丁目五番五号

3 収納事務委託年月日
令和四年五月一日

4 収納の事務を委託する期間
令和四年五月一日から令和五年三月三十一日まで

(税 務 課)

福島県告示第三百六十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により、福島県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更について、令和四年五月十日次のとおり認可した。

令和四年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 変更事項
組合の地区に係る事項
- 二 変更の内容
組合の地区に茨城県北茨城市及び栃木県宇都宮市を加える。

(国民健康保険課)

福島県告示第三百六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を令和四年四月一日次のとおり委託した。

令和四年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
- 三 収納の事務を委託する期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(児童家庭課)

福島県告示第三百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年五月二十四日から同年九月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野四丁目一番地
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
変更した年月日
別紙書面のとおり
- 四 届出年月日
令和四年四月十一日
- 五 届出をした者
みずほ信託銀行株式会社
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十四日

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇一号	大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番七 九地先から 同 郡同 町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先まで	変更前 変更後	九・二〇 六一・一 九・二〇 六一・一	二二、一九六・二二 二二、一九六・二二

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

福島県告示第三百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和四年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	東白川郡鮫川村大字青 生野字大犬平七二番地 先から 同 郡同 村大字青 生野字姿平八〇番地先 まで	変更前 変更後	六・四〇 三一・二 一四・四〇 八七・九	二二、四七四・〇 二二、四二二・六 二二、四二二・六

(道路計画課)

福島県告示第三百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 県道飯谷大巻線	区 間 河沼郡柳津町大字飯谷字社倉沢甲三九二四番地先から 同 郡同 町大字飯谷字社倉沢甲四二六番三 地先まで	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
		変更後	四・〇〇 一一・五 四・〇〇 一九・〇	一五〇・〇 一五〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和四年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 県道高崎田島線	区 間 南会津郡下郷町大字塩生字遠表二〇一五番一 地先から 同 郡同 町大字沢田字中丸一四四二番二 地先まで	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
		変更後	一一・〇〇 二六・〇 一〇・五〇 二六・〇	二二六〇・〇 二二六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 一般国道三四九号	区 間 伊達市梁川町五十沢字沼ノ平二八番地先から 同 市梁川町五十沢字沼ノ平九〇番地先まで	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
		変更後	五・二〇 一五・八 七・五〇 一七・一	三二六〇・〇 三二六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名 一般国道四〇二号	供 用 開 始 の 区 間 大沼郡会津美里町松坂字上ノ平丁五九二番地先から 同 郡同 町松坂字博士沢丁六二五番五〇地先まで	供用開始の期日 令和四年五月二十四日
-------------------	---	-----------------------

(道路計画課)

福島県告示第三百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建

設事務所で令和四年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	一般国道三四九号	供用開始の区間	東白川郡鮫川村大字青生野字大夫 平七二番地先から 同 郡同 村大字青生野字姿平 八〇番地先まで	供用開始の期日	令和四年五月二四日
-------	----------	---------	--	---------	-----------

(道路計画課)

福島県告示第三百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	県道飯谷大巻線	供用開始の区間	河沼郡柳津町大字飯谷字社倉沢甲 三九二四番地先から 同 郡同 町大字飯谷字社倉沢甲 四二六番二地先まで	供用開始の期日	令和四年五月二四日
-------	---------	---------	--	---------	-----------

(道路計画課)

福島県告示第三百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和四年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道高岡田島線	南会津郡下郷町大字塩生字遠表二	令和四年五月二四日

〇一五番一地先から
同 郡同 町大字沢田字中丸一
四四二番二地先まで

(道路計画課)

福島県告示第三百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	一般国道三四九号	供用開始の区間	伊達市梁川町五十沢字沼ノ平二八 番地先から 同 市梁川町五十沢字沼ノ平九〇 番地先まで	供用開始の期日	令和四年五月二四日
-------	----------	---------	--	---------	-----------

(道路計画課)

公 告

公告第二百二十五号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
令和四年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
816	混合有機質肥	混合有機540	5.0	4.0	-	含有を許され	片倉コープ	東京都千代田区	令和7年5月

料
特号
る有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。
リ株式会社
代田区九段北一丁目8番10号
27日

(農業総合センター)